



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 1
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） ..... 1

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（広報課） ..... 2
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） ..... 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） ..... 3
- 建設業者に対する営業停止命令（土木企画課） ..... 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） ..... 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・2件（警察本部運転免許課） ..... 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（警察本部運転免許課） ..... 6

### 公安委員会事項

- 警備員等の検定等に関する規則による審査 ..... 9
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 ..... 11

## 告 示

### 沖縄県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成20年6月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市二見125番から 名護市二見125番まで	15.4m ～ 22.6m	52.3m
新	名護市二見125番から 名護市二見125番まで	22.6m ～ 34.2m	52.3m

### 沖縄県告示第360号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、名護市宇茂佐第二土地区画整理組

合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋栄治	名護市東江三丁目20番22号
理事	運天敏信	名護市大北三丁目5番7号
理事	呉屋永一	名護市字旭川1545番地
理事	仲本善光	名護市城一丁目20番13号
理事	比嘉孝次	名護市字宇茂佐183番地
理事	岸本光雄	名護市字屋部197番地
理事	呉屋信三	名護市字宇茂佐354番地
理事	吉元義彦	名護市字屋部347番地
理事	比嘉繁森	名護市字屋部141番地
理事	萩堂盛充	西原町字我謝8番地の50
理事	仲本兼弘	名護市字宇茂佐1445番地4
理事	岸本洋平	名護市字宇茂佐951番地ロイヤルマンション・ヤスコ205号
理事	石川幸延	名護市字宇茂佐1204番地
監事	岸本盛之	名護市字宇茂佐270番地
監事	比嘉清朗	名護市宮里三丁目5番5号
監事	垣花郁夫	名護市大西二丁目3番20号

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成20年度県政広報テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県知事公室広報課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社シー・エム・シー 那覇市鏡原町29番17号
- 5 契約金額 36,468,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 税務等システム用電子計算機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 契約金額 37,885,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年7月29日まで縦覧に供する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人元氣ゆがふ村
- 3 代表者の氏名 下地廣信
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市上野字宮国32番地の5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域住民及び施設利用者に対して、保健、医療又は福祉に関する事業、特定旅客自動車運送事業、子どもの健全育成に関する事業、職業能力開発に関する事業を行い、地域における豊かな生活改善に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 パレットくもじ 那覇市久茂地1丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 久茂地都市開発株式会社 那覇市久茂地1丁目1番1号 代表取締役 伊藝美智子
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成20年6月10日から同年7月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の停止を次のとおり命じた。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 処分をした年月日 平成20年6月2日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、営業所の所在地及び許可番号
  - (1) 商号 アメリカンエンジニアコーポレーション
  - (2) 代表者の氏名 リチャード・ジ・ブウドロウ
  - (3) 営業所の所在地 宜野湾市大山七丁目8番13号
  - (4) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第34号、沖縄県知事 許可（般-18）第34号

## 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- (2) 営業停止の期間 平成20年6月16日から同月22日までの7日間

4 処分の原因となった事実 アメリカンエンジニアコーポレーションの代表取締役として同社の業務全般を統括していた者が、同社の業務に関し、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの3事業年度にわたり虚偽過小申告を行い法人税を免れたとして、那覇地方裁判所から平成20年3月17日に法人税法違反で懲役2年6月執行猶予4年の判決を受け、及び同社は罰金8,000万円の判決を受け、その刑が確定している。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 那覇市宇栄原市営住宅地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 那覇市小禄南地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 運転免許端末装置等一式の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者の資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成20年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金が500万円以上であること。
  - (3) 従業員が5名以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は簡易書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 財務諸表（直近の決算報告書）
    - オ 県税に関し未納がないことの証明書
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関して、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類

- (2) 申請書等の入手及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 沖縄県警察本部交通部運転免許課  
〒900-0036 那覇市西3丁目7番1号 電話番号098-868-3401 (内線610)
- (3) 申請書の受付期間 この公告の日から平成20年6月24日(火曜日)まで(同月23日並びに土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語等 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、郵送により通知する。
- 6 資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成21年3月31日までとする。
- 7 資格審査申請事項の変更 入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金の額
  - (6) 電話番号
- 8 資格の取消し等
  - (1) 入札参加の資格を有する者が3に掲げる者に該当するに至った場合には、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、該当資格者にその旨を通知する。
- 9 資格の適用範囲 この公告で定める入札に参加できる者の資格は、沖縄県が実施する運転免許端末装置等一式の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 運転免許ファイリング県間通信装置等一式の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)
- 2 一般競争入札に参加する者の資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成20年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金が500万円以上であること。
  - (3) 従業員が5名以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は簡易書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
    - エ 財務諸表(直近の決算報告書)
    - オ 県税に関し未納がないことの証明書
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関して、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類
  - (2) 申請書等の入手及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 沖縄県警察本部交通部運転免許課  
〒900-0036 那覇市西3丁目7番1号 電話番号098-868-3401 (内線610)

- (3) 申請書の受付期間 この公告の日から平成20年6月24日（火曜日）まで（同月23日並びに土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語等 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、郵送により通知する。
- 6 資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成21年3月31日までとする。
- 7 資格審査申請事項の変更 入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金の額
  - (6) 電話番号
- 8 資格の取消し等
  - (1) 入札参加の資格を有する者が3に掲げる者に該当するに至った場合には、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、該当資格者にその旨を通知する。
- 9 資格の適用範囲 この公告で定める入札に参加できる者の資格は、沖縄県が実施する運転免許ファイリング県間通信装置等一式の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名 運転免許端末装置等一式の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
  - (2) 借り入れる機器等の名称、数量及び機能等並びに業務の内容 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 平成20年6月10日付け沖縄県公報定期第3662号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格等の公告による運転免許端末装置等一式の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
  - (2) 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成20年7月7日（月曜日）正午までに3の提出場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内においては1日以内、沖縄本島以外の場所にあつては2日以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した者
  - (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成20年7月7日（月曜日）正午までに3の提出場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- 3 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに機能等証明書の提出場所並びに問い合わせ先 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒900-0036 那覇市西3丁目7番1号 電話番号098-868-3401（内線610）
- 4 入札説明会の日時及び場所 平成20年6月17日（火曜日）午後2時 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- 5 入札書の提出方法等
  - (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに(3)の入札の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成20年7月22日（火曜日）午後6時までに(3)の提出場所へ簡易書留郵便により提出すること。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年7月23日(水曜日)午後2時 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 6 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を入札日までに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国、沖縄県又は沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱した入札又はこれらが不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 最低制限価格 設定しない。
- 10 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この公告に関する各種書類の配布及び提出並びに問い合わせは、特に定めがない限り、平成20年6月23日並びに土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) その他 詳細は、入札説明会にて配布する入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Bids to be tendered  
Lease of Computer Terminal Device for Driver's License (this includes duties concerning in stallation and set up. the same as above)
- (2) Delivery period and place  
Will be specified on our explanatory pamphlet
- (3) Pre-bid meeting  
Date & Time: June 17, 2008 (Tuesday), 2:00 p.m.  
Place: Okinawa Prefectural Police HQ Building  
4<sup>th</sup> floor, Bidding Room of Accounting Division
- (4) Bid due date and time  
Date & Time: July 23, 2008 (Wednesday), 2:00 p.m.  
(Bid sent by postal service must arrive by July 22, 2008 (Tuesday), 6:00 p.m. )
- (5) Bid opening  
Date & Time: July 23, 2008 (Wednesday), 2:00 p.m.  
Place: Okinawa Prefectural Police HQ Building  
4<sup>th</sup> floor, Bidding Room of Accounting Division
- (6) Division in charge  
Driving License Division, Traffic Department, Okinawa Prefectural Police HQ

3-7-1 Nishi, Naha City, Okinawa, 900-0036 Japan  
Tel 098-868-3401(Ext. 610)

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成20年6月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 件名 運転免許ファイリング県間通信装置等一式の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- (2) 借り入れる機器等の名称、数量及び機能等並びに業務の内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

2 入札参加資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成20年6月10日付け沖縄県公報定期第3662号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格等の公告による運転免許ファイリング県間通信装置等一式の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成20年7月7日（月曜日）正午までに3の提出場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内においては1日以内、沖縄本島以外の場所にあつては2日以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した者
- (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成20年7月7日（月曜日）正午までに3の提出場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

3 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに機能等証明書の提出場所並びに問い合わせ先 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒900-0036 那覇市西3丁目7番1号 電話番号098-868-3401（内線610）

4 入札説明会の日時及び場所 平成20年6月17日（火曜日）午後4時 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに(3)の入札の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成20年7月22日（火曜日）午後6時までに(3)の提出場所へ簡易書留郵便により提出すること。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年7月23日（水曜日）午後4時 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

6 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を入札日までに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国、沖縄県又は沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱した入札又はこれらが不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札  
 (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
 (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 最低制限価格 設定しない。
- 10 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。  
 (2) この公告に関する各種書類の配布及び提出並びに問い合わせは、特に定めがない限り、平成20年6月23日並びに土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。  
 (3) その他 詳細は、入札説明会にて配布する入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Bids to be tendered  
 Lease of Interprefectural Driver's License File Device (this includes duties concerning in stallation and set up. the same as above)
- (2) Delivery period and place  
 Will be specified on our explanatory pamphlet
- (3) Pre-bid meeting  
 Date & Time: June 17, 2008 (Tuesday), 4:00 p.m.  
 Place: Okinawa Prefectural Police HQ Building  
 4<sup>th</sup> floor, Bidding Room of Accounting Division
- (4) Bid due date and time  
 Date & Time: July 23, 2008 (Wednesday), 4:00 p.m.  
 (Bid sent by postal service must arrive by July 22, 2008 (Tuesday), 6:00 p.m. )
- (5) Bid opening  
 Date & Time: July 23, 2008 (Wednesday), 4:00 p.m.  
 Place: Okinawa Prefectural Police HQ Building  
 4<sup>th</sup> floor, Bidding Room of Accounting Division
- (6) Division in charge  
 Driving License Division, Traffic Department, Okinawa Prefectural Police HQ  
 3-7-1 Nishi, Naha City, Okinawa, 900-0036 Japan  
 Tel 098-868-3401(Ext. 610)

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第68号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成20年6月10日

沖縄県公安委員会

#### 1 審査種別、日時等

審査種別	定員	審査日時及び場所
空港保安警備業務	一級 10人	(1) 審査日時 平成20年7月15日（火曜日）午前9時30分から午後6時

施設警備業務	二級	10人	までの間（集合時間：午前9時） (2) 審査場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階
	一級	10人	
	二級	10人	
交通誘導警備業務	一級	10人	
	二級	10人	
貴重品運搬警備業務	一級	10人	
	二級	10人	

## 2 審査対象者

審査は、左欄に掲げる警備業務及び中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、規則附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	一級	規則附則第6条第1号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第2号に規定する旧一級又は旧二級検定に合格した者
施設警備業務	一級	規則附則第6条第3号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第4号に規定する旧一級又は旧二級検定に合格した者
交通誘導警備業務	一級	規則附則第6条第5号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第6号に規定する旧一級又は旧二級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	一級	規則附則第6条第9号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第10号に規定する旧一級又は旧二級検定に合格した者

## 3 審査内容

審査は、次表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学 科 試 験		実 技 試 験	
科 目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。（護身の方法に関する専門的な能力）
問題数	10問		

## 4 申請手続

- (1) 審査申請 審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、審査申請書1通に必要な事項を記入するとともに、当該申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限る。）1葉及び旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写しを添付し、申請者本人が(3)に掲げる申請先に提出すること（郵送による申請は受け付けない。）。この場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住している場合は、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面を添付しなければならない。
- (2) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。
- (3) 申請先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 受付期間 受付期間及び受付時間は、平成20年6月19日（木曜日）から同月27日（金曜日）まで（同月23日並びに土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受付期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切る。
- 5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。
- 6 その他
- (1) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
- (2) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- 7 問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

### 沖縄県公安委員会告示第69号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成20年6月10日

沖縄県公安委員会

#### 1 検定の種別、級、実施期日及び場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
施設警備業務	一級	10人	平成20年9月17日（水曜日）	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階
	二級	20人	午前9時から午後6時まで	

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

#### 3 試験科目

(1) 一級の検定に係る科目

##### ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 二級の検定に係る科目

##### ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 4 受検資格

(1) 一級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上である

もの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 二級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

#### 5 受検申請手続

(1) 受付期間 一級及び二級の検定の受付期間及び受付時間は、平成20年6月24日（火曜日）から同年7月4日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 沖縄県内に住所地を有する者 その者の住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が沖縄県内に所在する営業所に属することを疎明する書面

(イ) 沖縄県外に居住する者 その者が沖縄県内に所在する営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）2葉

(エ) 一級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住居地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参のうえ、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

#### 6 その他

(1) 検定の当日は、午前8時30分から午前8時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、受検手続を終えること。

(2) 検定当日には、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円